

3. 「法令遵守」の考え方について

① 労働災害について(指名停止処分に到らない場合)

- ・ 労働災害による休業が1日以下の負傷は、関係者個々の資質によることが多く、安全教育の限界と考えられ不測の事態に備えての半日休業の通院等、極軽微なものと判断されるため工事施行成績評定では「処分なし」としました。

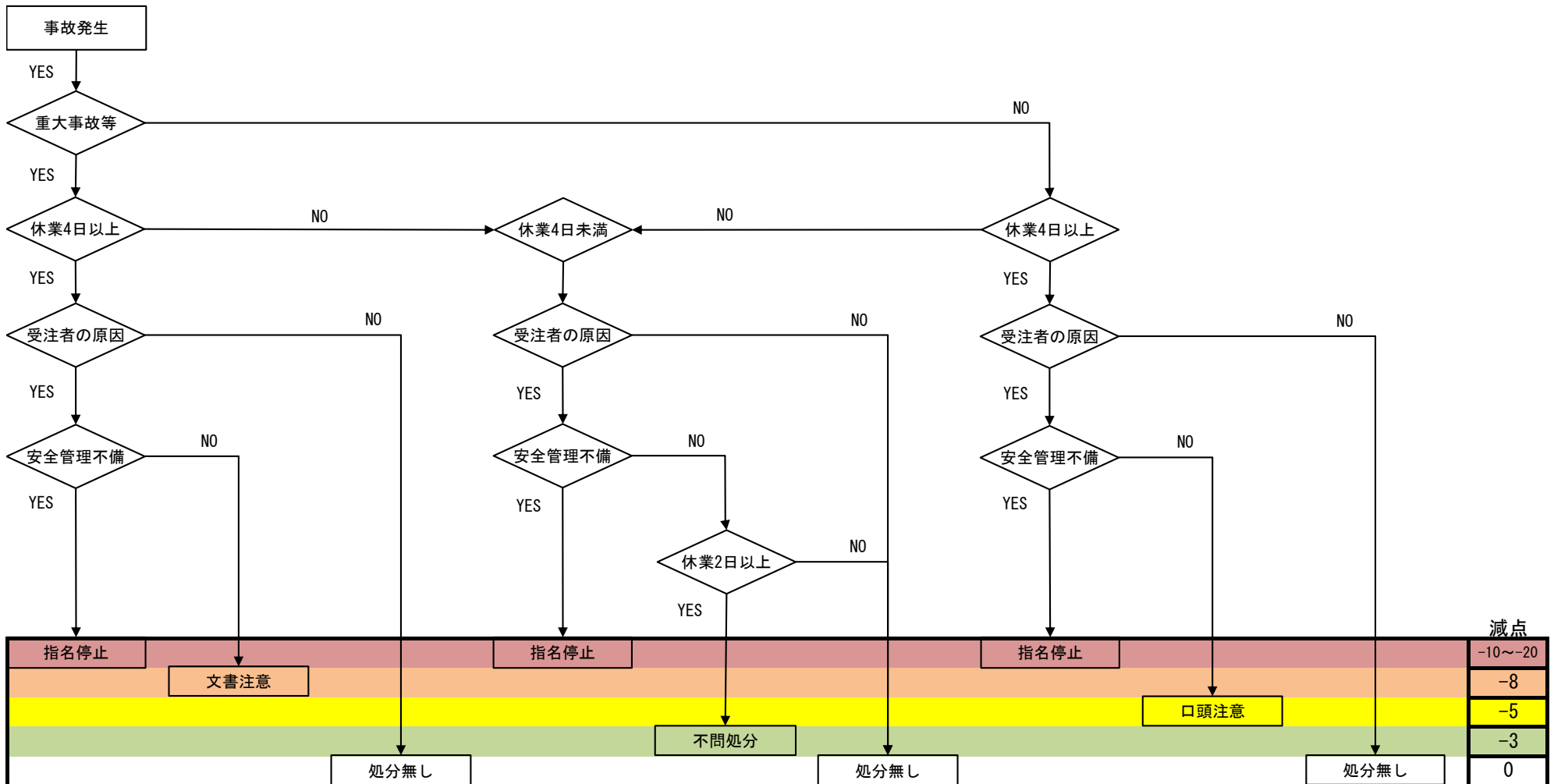
詳細については別添フロー図を参照ください。

② 公衆災害について(指名停止に到らない場合)

- ・ 公衆災害で負傷者を伴わない断水、停電、通信不通等の影響範囲大を「概ね10戸以上」に及ぶ場合は、「口頭注意」とします。
- ・ 地中埋設物による公衆災害で負傷者を伴わない断水、停電、通信不通等で関係機関との打合せ、安全管理等を行った場合は「処分なし」としました。

労働災害による法令遵守等評価フロー（試行版）

【別紙3】



語句の説明

1. 重大事故等・・・平成5年3月5日管理第1693号による別紙2「労働災害等の発生について（報告）」の要否
2. 休業4日・・・労働安全衛生規則第97条の規程による「労働者死傷病報告」「様式第23号～4日以上、様式第24号～4日未満」の区分
3. 受注者の原因・・・安全管理の不備（措置が不適切）や関係者個々のヒューマンエラー等（安全教育の不備）によるもの・・・第三者が原因では無いもの
4. 安全管理不備・・・工事現場組織として安全管理が不適切によるもの・・・関係者個々のヒューマンエラー等（安全教育の不備）では無いもの
5. 処分無し・・・第三者の原因による労働災害で安全管理は万全であったと認められるもの、若しくは休業1日以下の極軽微な負傷
6. （参考）是正勧告書・・・労働安全衛生法等に違反し、労働基準監督署より交付されるもの（指名停止の参考要件）
7. （参考）再度処分・・・口頭注意・不問処分を同一工事で2回以上起こしたものは、文書注意

労災事故関係

| | | |
|---|-------------------|----|
| 休業4日以上 ^の 労働災害。 休業1日以上で1件に3名以上の労働災害。 | 文書注意（重大事故） | -8 |
| | 口頭注意 （重大事故でない） | -5 |
| 休業2日以上4日未満 | 不問処分 | -3 |
| 休業2日未満（1日以下） | 処分なし | 0 |

※ あくまでも、安全管理等に不備がないものに適用する。

公衆災害等

| | | |
|---|-------------------|----|
| 公衆災害のうち指名停止処分に到らない場合。 口頭注意、不問処分を2回以上。 報告義務違反。 | 文書注意 | -8 |
| 公衆災害で負傷者を伴わない断水、停電、通信不通等で、影響範囲大（10戸以上に及ぶ） | 口頭注意 （重大事故でない） | -5 |
| 公衆災害で負傷者を伴わない断水、停電、通信不通等で、影響範囲小。 | 不問処分 | -3 |
| 地中埋設物による公衆災害で負傷者を伴わない断水、停電、通信不通等で、関係機関との打合せを行い、安全管理等行った場合に適用 （※参照） | 処分なし | 0 |

※関係機関との打合せ、安全管理等を行ったが、既設図面と現地に相違等があり断水等となった場合に限り適用。（試掘時も適用）